

# 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会設置要綱

制定 平成29年3月30日 和光市教委告示第5号

(設置)

第1条 和光市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の中間見直しを行うため、和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に定める事項の進捗状況の確認及び計画の見直しの検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内関係団体を代表する者 7人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

2 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から前条の規定による報告があった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。